

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第3号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、岡君。

教育課長（岡 敦憲）

おはようございます。

それでは、議案第3号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(案)の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の制定は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成27年4月1日以降に新たに就任する教育長の身分が特別職となりますが、従前同様に職務専念義務が課せられるため、条例の制定が必要となり、議会の議決を求めるものでございます。

第1条で、「目的」として、「教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を規定する」としております。

また、第2条で「職務に専念する義務の免除」について、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他教育委員会が定める場合と規定しております。

なお、附則として、本条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではありますが、議案第3号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(案)の制定についてを終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。